

タイ国家サイエンスパークを投資奨励ゾーンとして定める

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No.2 仏暦 2547 年(2004)

件名 タイ国家サイエンスパークを投資奨励ゾーンとして定める

投資奨励委員会は、投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第35条の権限に基づき、パトンタニ県、クロンルアン群、クロンヌング区に位置する国家科学技術発展事務局のタイ国サイエンスパークを、投資奨励ゾーンと定め、かつ、タイ国サイエンスパーク内で事業を行ない、投資委員会布告、S1/仏暦 2547 年(2004 年)1 月 9 日付けの規定に従い投資事業を行なう者は、サイエンスパークゾーン事業を行なっている者と同じの権利恩典を受けるものとする。

これらについては、仏暦 2546 年 12 月 30 日から有効とする。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)2 月 12 日

(ソムキット・チャトスイーピタット)
副首相 委員会議長代行

注:この布告は、仏暦 2547 年 2 月 12 日に発布された投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。